

空き家の除却に、補助金をご活用いただけます！



空き家の適正な管理を推進し、良好な生活環境を守り美しい景観の創出と活力ある魅力的な地域づくりを行うため、村内にある空き家（特定空家等でないもの）の除却費用の一部を助成します。

■対象となる住宅

鮭川村内に存する住宅（空き家）で、次の条件を全て満たすもの。

- (1) 概ね1年以上空き家となっており、今後1年以上にわたり居住その他の使用が見込めないもの。
- (2) 所有者等が所有し管理している空き家で、建替えのため除却するものでないもの。
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの。
- (4) 用途が専用住宅か併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用となっていること）であるもの。
- (5) 抵当権など、所有権以外の権利が設定されていないもの。設定されている場合はご相談ください。

■申請できる方

対象住宅の除却を行う個人の方で、次のすべての条件を満たす方。

- (1) 除却対象となる空き家を所有又は管理する方（村外の方でも構いません）。
- (2) 村税等（各種保険料、使用料を含む）に滞納がない方。

■その他の条件

さらに、次のすべての条件を満たす除却工事であること。

- (1) 村内業者による除却工事であること。
- (2) 空家等対策特措法で「特定空家等」の措置命令をうけていないこと。
- (3) 除却工事完了から起算して1年間、跡地を地域活性化（雪捨て場、ポケットパーク、災害時支援物資集積所等）の目的に供すること。
- (4) (3)の期間終了後は、鮭川村空き家・空き地バンクに跡地を登録すること。

■申請期間 **令和8年5月1日(金)9時00分～6月30日(火)17時00分**

■補助金額 **上限80万円**（状況により異なります）

■募集棟数 **2棟**

■注意事項 除却の妥当性のため、事前審査を受ける必要があります。
また、相談や申請の際は事前にご連絡をお願いします。